

警察表彰規則の一部を改正する国家公安委員会規則の施行について（抄）

（昭43.12.27 警察庁乙務発第35号、本庁次長から、各局長、各参事官、警大長、科警研長、基本長各管区局長、都道府県警視総監、各道府県本部長あて）

昭和43年国家公安委員会規則第5号をもつて、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）の一部が改正され、昭和44年1月1日から施行されることとなつたので、次の諸点に留意して運用上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

1 改正の趣旨

警察表彰を適正にして警察職員の士気を高めるため新たに最高の表彰として「警察勲功章」を設け、警察職員として特に抜群の功労があり一般の模範となると認められる者に対して授与することとした。また、表彰の運用体系を整備し警察功績章を退職時表彰にのみ限定して運用する配慮から、警察功績章の授与者の範囲を広げ、あわせて被表彰者の利便等のため所要の改正がなされた。

2 改正の要点

(1) 警察勲功章の新設（第2条）

警察職員に対する最高の表彰として、新たに警察勲功章が設けられ、特に抜群の功労があり一般の模範となると認められる者に対して授与されることとなった。

(2) 警察功績章授与者の範囲拡張（第6条）

従来、警察功績章の授与者は警察庁長官だけであつたが、その範囲を広げ皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長も授与者となった。また、管区警察局長は、所部の警察職員のほかに関轄区域内府県警察の職員にも授与できることとなった。

(3) 着用位置の変更（第9条）

警察勲功章、警察功勞章および警察功績章の着用位置は、上衣の「右胸下」を「右胸」に改められた。

(4) 略章の新設（別表第2）

警察勲功章、警察功勞章、警察功績章および警察協力章（以下「警察功勞章等」という）について、新たに略章が設けられ正章とともに授与されることとなった。略章の着用、返納等については正章と同じである。

3 運用上の留意事項

今回の改正と同時に、警察表彰規則第12条の規定に基づき、運用上の留意事項が次のように定められた。

(1) 警察功績章は、比較的長期にわたつて積み重ねた総合的な功勞に対する退職時表彰にのみ運用する。

(2) 略章は、正章に代えて着用するものであるが、私服等の場合は左えりにつけることができる。

4 副賞および書状等の規格、様式

(1) 副賞は、予算の範囲内で付与するものとし、その額は下表の基準による。ただし、特

別の必要がある場合は、5倍まで増額して付与することができる。

なお、警視總監、道府県警察本部長および方面本部長においてもこの基準に準じて地方費から副賞を付与することができる。

表彰の種別	警察庁長官	管区警察局長	皇宮警察本部長 東京都警察通信部長 北海道警察通信部長
警察勲功章	30,000円以内		
警察功勞章	20,000円以内		
警察功績章	つけない	つけない	つけない
警察協力章	20,000円以内		
賞詞	5,000円以内	3,000円以内	2,000円以内
賞状	10,000円以内	5,000円以内	3,000円以内
賞 誉	個人 3,000円以内 部署 5,000円以内	個人 2,000円以内 部署 3,000円以内	個人 1,000円以内 部署 2,000円以内
感 謝 状	個人 5,000円以内 団体 10,000円以内	個人 3,000円以内 団体 5,000円以内	個人 2,000円以内 団体 3,000円以内

(2) 警察勲功章等に付する書状ならびに賞詞、賞状、賞誉および感謝状の用紙は上質のものを、規格、様式は次のとおりである。

ア 警察勲功章等の書状は、B3判を用い、花模様（金色またはねずみ色）の縁飾りをつけ、上部中央に警察勲功章等の図柄を入れる。

イ 賞状および感謝状はB3判、賞詞および賞誉はA3判を用い、花模様（金色またはねずみ色）の縁飾りをつけ、上部中央に日章の図柄を入れる。

ウ 表彰文中「〇〇〇を添えて……」または「欄〇〇を贈つて……」は、必要ないときは用いない。

(以下) 略